

## 参考資料1

国立大学法人等施設整備に関する検討会

(第1回)

2022年5月23日(月)10:00~12:00

## 国立大学法人等施設整備に関する検討会について

平成 13 年 8 月 22 日  
文教施設部長決定  
平成 14 年 7 月 2 日一部改正  
平成 15 年 8 月 1 日一部改正  
平成 16 年 7 月 22 日一部改正  
平成 17 年 7 月 21 日一部改正  
平成 18 年 5 月 17 日一部改正  
平成 20 年 4 月 1 日一部改正  
平成 20 年 12 月 18 日一部改正  
平成 25 年 4 月 1 日一部改正  
平成 27 年 4 月 1 日一部改正  
平成 30 年 10 月 16 日一部改正  
令和元年 5 月 20 日一部改正

### 1 楽　　旨

国立大学法人等施設整備に係る事業の選定について、透明性・客観性を確保する観点から、学識経験等を有する者による「国立大学法人等施設整備に関する検討会」（以下「施設検討会」という。）を開催し、事業の実施に係る事項について必要な検討を行う。

### 2 構　　成

- (1) 委員は、公正中立の立場で国立大学法人等の施設整備に関する検討を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、文教施設企画・防災部長が依頼する。
- (2) 必要に応じ、委員以外の者にも協力を求めることができる。
- (3) 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、原則として通算10年を超えての依頼は行わないこととする。  
また、委員が欠けた場合等で期間途中に就任した委員の任期は、他の委員の残任期間と同一とする。
- (4) 委員は、非常勤とする。
- (5) 施設検討会に主査及び副主査を置き、委員の互選により選任する。

### 3 検討事項

施設検討会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 国立大学法人等施設整備事業に係る整備方針（案）に関するこ

- (2) 国立大学法人等施設整備事業に係る採択基準（案）に関すること
- (3) 国立大学法人等施設整備費概算要求事業（案）に関すること
- (4) 国立大学法人等施設整備費実施予定事業に関すること
- (5) その他事業の実施に係る事項のうち特に検討を要するもの

#### 4 PFI 検討会

- (1) 記3の検討事項のうち、PFIに係る専門の事項について検討を行うため、施設検討会にPFI検討会を置く。
- (2) PFI検討会の構成については、記2の規定を準用する。
- (3) PFI検討会における検討の結果については、施設検討会に報告する。
- (4) PFI検討会の運営に関し必要な事項は、PFI検討会において別に定める。

5 施設検討会は、検討の結果を文教施設企画・防災部長に報告する。

6 施設検討会の運営に関し必要な事項は、施設検討会において別に定める。

7 施設検討会及びPFI検討会の庶務は、関係課の協力の下に、文教施設企画・防災部計画課において処理する。

#### 附則

この規則は、令和元年5月20日から施行する。

# 国立大学法人等施設整備に関する検討会の運営規則

平成 25 年 5 月 31 日  
国立大学法人等施設整備  
に関する検討会決定  
令和元年 5 月 20 日一部改正

## 1 趣 旨

「国立大学法人等施設整備に関する検討会の開催について」記 6 に基づき、国立大学法人等施設整備に関する検討会（以下「施設検討会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

## 2 施設検討会の公開

- (1) 委員の氏名等は、任期終了後において速やかに公表する。
- (2) 施設検討会は、公開することにより検討を公正かつ円滑に実施する上で支障を及ぼすことから非公開とする。
- (3) 施設検討会の資料は、公表する。ただし、検討の公正かつ円滑な実施に支障を及ぼす事項その他の施設検討会において非公表とすることが適当であると認める事項については、この限りでない。
- (4) 施設検討会の議事概要を作成し、速やかに公表する。ただし、会議資料が非公表である場合、その他特に配慮すべき事項がある場合には、検討会の決定により当該部分の議事概要を非公表とすることができる。

## 3 利害関係者の排除

委員は、自らの利害に關係する検討に加わることができない。ただし、施設検討会に出席することを妨げない。なお、詳細は別紙に定める。

## 4 不公正な働きかけへの対応

委員は、検討について不公正な働きかけがあった場合は、文教施設企画・防災部計画課に申し出なければならない。

## 5 守秘の徹底

委員は、施設検討会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を辞した後もまた同様とする。

## 6 雜則

この規則に定めるもののほか、施設検討会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、主査が施設検討会に諮って定める。

## 利害関係者の排除について

「国立大学法人等施設整備に関する検討会の運営規則」記3に基づき、国立大学法人等施設整備に関する検討会(以下、「施設検討会」という。)における利害関係者の排除についての詳細を以下のとおり定める。

### 1 利害関係の報告

委員は、以下の①から④までの各項目に該当する場合、国立大学法人等施設整備に係る事業(以下、「事業」という。)の検討開始までに文教施設企画・防災部計画課に書面で報告しなければならない。

- ①当該国立大学法人等(以下、「当該法人」という。)の事業に委員自身が参画する場合
- ②委員が過去5年以内に当該法人に所属していた場合
- ③当該法人等(その役員を含む。)と次に掲げる関係にあると委員が自ら判断する場合
  - 親族関係又はそれと同等の親密な個人的関係
  - 緊密な共同研究等を行う関係(例えば、企業の設立、共同研究・プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆又は同一目的の研究会における緊密な関係)
  - 密接な師弟関係又は直接的な契約関係
  - 事業の検討結果が委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係又は競争関係
- ④当該法人等との間に社会通念上上記①から③までの各項目に準ずる関係性を有すると委員が自ら判断する場合

### 2 利害関係者等の取扱い

- (1)記1①の場合、当該委員は当該事業の検討から外れなければならない。
- (2)記1②の場合、当該委員は当該法人の全事業の検討から外れなければならない。
- (3)記1③又は④の場合、当該委員がその検討から外れる旨を文書にて自ら申し出した場合を除き、当該委員以外の委員によって(当該委員が主査の場合は副主査が主査を代理する。)、当該事業又は当該法人の全事業の検討への参加の是非を判断する。なお、施設検討会が、当該判断を拒否した場合又は判断に至らない場合は、当該委員は当該法人の全事業の検討から外れなければならない。

### 3 その他

- (1)記2の規定により委員が検討から外れることによって公正な検討の遂行に支障が生じた場合は、施設検討会に委員が追加されることがある。
- (2)施設検討会による判断の結果とその理由等は、記録し保管する。